



OBA MJ Feature Article II

市民と協働する弁護士

第2回 外国人の支援活動

～現場から見えるもの～

— 丹羽雅雄会員の取り組み —

“RINK

私は、長い間、NGO 活動として外国人等の人権問題にかかわってきました。そのきっかけは、RINK です。1980 年代後半から 1990 年代にかけて、外国人労働者の人権問題が社会問題化しました。女性の人身売買や詐欺的言辞での管理売春、外国人研修生の長時間労働や労災等の問題が噴出したのです。そこで、外国人の人権に関心を持つ市民団体や弁護士、労働組合、通訳者、宗教関係者、在日民族団体などが集まり、すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク（RINK）を 1991 年 12 月に結成し、代表を務めています。

それ以前から、人権問題に対して強い関心を有していた私は、RINK にかかわるようになり、現場に飛び込み、相談⇒問題対応⇒解決（救済）を行うようにしました。

RINK では、大阪府、大阪市、大阪府・市教育委員会、大阪労働局、大阪入国管理局などとの行政交渉、各種キャンペーン活動、また毎年、マイマイフェスティバルとして外国人側と日本人側との間での異文化交流も行っていましたし、RINK スタッフによる日常的な解決型の人権相談活動も行っています。活動費用の年間約 200 万円は、そのほとんどがボランティアと寄付によって賄われています。

“福井研修生訴訟

福井に研修に来ていた中国人女性研修生から、義務付けられている日本語教育がほとんどなく、時給が 400 円、残業代が 100 円と少なく、また、帰国時に返すという名目で強制貯金をさせられ、あるいは、技能検定試験を合格した後も待遇の改善がなされていない、との相談がなされました。彼女達は、理事長に話を聞きに行きましたが、民族差別や暴力を受け、RINK 経由で福井地裁に訴えを提起し、裁判上の和解をしました。

“移住労働者と連帯する全国ネットワーク

私たちが活動を続ける中で、RINK のような NGO が全国にできるようになりました。そこで、全国をネットワークで結ぶということを考え、1996 年には第 1 回全国フォーラムを福岡で開催しました。そして、翌 1997 年に「移住労働者と連帯する全国ネットワーク（通称：移住連）」が発足し、私は、共同代表に就任しています。

隔年で全国フォーラムを各地で行っています。2013 年 6 月には、神戸で第 9 回全国フォーラムが開催されるに至り、14 分科会が設置されました。フォーラムがない年には、活動者合宿を開催して、情報の交換とネットワークの維持を行っています。

OBA MJ Feature Article II
市民と協働する弁護士

また、Migrant's-ネットという移住労働者・移住外国人にかかわる課題、関連情報を提供する情報誌を、年10回発行しています。

“日弁連にて

そのような活動をする一方で、私は、日弁連の人権擁護委員会の国際人権部会長を務め、2004年 第47回日弁連人権擁護大会・シンポジウム（10月7、8日・宮崎）では、「多民族・多文化の共生する社会の構築と外国人・民族的少数者の人権基本法の制定を求める宣言」を実行委員長としてとりまとめました。

ここでは、私は、それまで私がやってきた外国人労働者とその家族の問題という比較的新しい問題のみならず、従前から戦後補償や在日参政権などの裁判などで関わってきましたので、旧植民地出身者とその子孫の民族的少数者の問題を結合して取り組むことになりました。言ってみれば新旧の問題への総合的対応へと向かうことになりました。そのために、この日弁連の人権大会には、多数の当事者、支援者、市民が来てくれました。弁護士会が、前に出て、当事者と市民とを結びつけることができたのではないかと自負しております。そして、翌2005年12月、外国人権法連絡会という市民団体を設立し、学者らとともに共同代表をしています。

“労働と人権サポートセンター・大阪

私は、NPO法人の共同代表にも就任しています。昨今の社会情勢にかんがみ、非正規雇用・パワハラ、セクハラ、メンタルヘルス等の数々の問題に、人権の視点から

対応することが必要だと考えて、2009年3月28日に、労働と人権サポートセンター・大阪を設立しました。そこでは、労働環境の改善のみならず、失業をした労働者や貧困に苦しむ人々に対し、再就職活動と生活維持、障がい者の自立支援及び在日コリアンや外国人労働者の権利の確立に対するサポート活動を行っています。

“差別禁止法の制定を求める市民活動委員会

昨今、ヘイトスピーチ（憎悪差別表現）が問題になっていますが、私は、そもそも、日本の法制度には、差別を禁止する実体法がないことが問題だと思って来ました。法律があれば、基準が明確になるでしょうし、救済措置も織り込むことができます。また、一般の不法行為法ではなく立証責任の転換も可能になるかもしれません。

このような思いから、ハンセン病・アイヌ・障がい者・部落・外国人・女性の各問題に携わってきた当事者の方や学者の方とともに、2011年6月9日、差別禁止法の制定を求める市民活動委員会を立ち上げました。

“差別の根源

私の今までの経験からすると、差別を行う人は、差別を受けてきた人や、差別に無自覚な人が多く、また法社会の構造にも原因があると思います。差別の連鎖というのでしょうか。そのために、差別を受ける者がいないようにし、差別を生み出す者と原因を無くし、差別の発生を防ぐことが大切だと思っています。

“ホンギルトン基金

日本政府は、2013年2月20日、省令まで改定して、朝鮮高級学校に対して高校無償化から排除しました。また、大阪府・大阪市も、2011年度分から補助金を全面カットしました。朝鮮学校は在日朝鮮人の子どもたちが自らの言語・歴史・文化を学ぶ貴重な教育の場であり、地域の在日同胞が集うコミュニティであり、日本人が朝鮮文化に触れることができる多民族・多文化共生の大切な教育現場だと思います。文化の相互理解の場なのです。2012年3月1日、朝鮮高級学校無償化を求める連絡会・大阪が結成され、その下、大阪朝鮮学園支援府民基金（略称：大阪府民基金）が設けられました。朝鮮半島のヒーロー（義賊）の名前をもとに、ホンギルトン基金と呼んでいます。私は、これらの団体の共同代表をしています。1年余りで、日本住民や韓国住民の方々からも1000万円を超える寄付をいただいております。朝鮮学校で学ぶ子ども達に役立てていただいております。

“リバティおおさか

1985年に大阪人権博物館が大阪市浪速区に開館しました。人権問題に関する歴史的資料を保存し、展示している施設であり、多様な人権課題を扱っています。ただ、2013年3月をもって、大阪府・市からの補助金は廃止されました。私は、その評議員を務めています。市民社会に根差し寄付文化に支えられた博物館を目指していますので、どうぞ、足を運んでください。

“アジア・太平洋 人権情報センター

私は、一般財団法人アジア・太平洋人権情報センターの評議員も務めています。大阪弁護士会の人権賞選考委員でもある武者小路公秀先生が会長であり、アジア・太平洋地域における人権情報を発信しています。アジア・太平洋人権レビューを毎年発行する他、DVDや各種出版物を発行しています。

“非政府・非営利性

こういった活動は、基本的には私の弁護士としての営業とはかかわりのないものです。私の生き方の問題であり、私の人権への関わりなのです。弁護士というのは人権を擁護する者であり、人権には、業務の中、各種委員会活動、生活の場等で関わるものです。私は、常々人権問題が集約されている現場に行きたいと思い、そうしてきました。また、現場に入ることで、弁護士目線ではわからない、当事者や国や行政の動きもわかると思います。そのような中で、相談・解決・政策提言を行うことも重要であると考えています。

また、私が各組織に関与している以上、私が、それぞれの組織で動くことも問題になりかねないという点にも配慮しています。

“由来

私は団塊の世代出身で、弁護士になるつもりはありませんでした。ただ、実際に社会に出て、経験を積む中で、弁護士という仕事に注目をしました。人権擁護を行いながら、生活ができるという点が魅力でした。独学でしたので、時間がかかりましたが、

OBA MJ Feature Article II
市民と協働する弁護士

なんとか試験に通ったというのが正直な感想です。

“法律

法律というのは、生活を規制すると同時に生活を良くするという両面性があると思います。私は、生活を良くするために法律を使いたいし、法律を作ってほしいと思っています。そのためには、問題や課題を拾い上げることが大切です。「光のあたらないところに入って行く」という私の信条です。

“現在の風潮

今まで、活動を続けてきて、辞めようと思ったことは一度もありません。ただ、1980年から90年代にかけての国際的人権活動の発展や、差別や貧困と闘うといった世界的風潮が、2001年のアメリカでのテロ事件のころから、安易な競争社会論や自己責任論のもとで、勝ち組・負け組の二元論が正当化されるようになり、「揺戻し」が起きているのではないかと考えています。

人権の原点は、すべての人間の尊厳と平和的生存にあり、戦争こそが人権の最大の敵であるとの思いを強く持っています。

現政権による「憲法改正」の動きについても、今までの人権活動を後退させるものではないかと考えています。孫の世代に何を残せるのか、責任を感じています。

“感性を磨くということ

ともすれば、人権や差別の問題は見過ぎてされがちになります。社会的に目を当てないと特にそうなります。そのような中でどこまで感性を鋭く持つことができるか。ど

こまで問題を意識化できるかが大切なことではないでしょうか。しんどいところにも入って行かなければなりません。まずは、現場からということだと思います。

“組織の拡大について

組織を拡大すると、その影響力は大きくはなりますが、下手をすると組織の自己保身のための組織ということになりかねない。大きくしたらいいとは必ずしも思いません。

むしろ、いろいろな思いをもっているものが、共通の課題について共通に対処するのに必要な範囲でつながる。ゆるやかにつながるといいのではないかと考えています。また、そうすることで、多様性も維持できるのではないかと考えています。

“つながり

若手弁護士に対しては、このような活動に参加してほしいとは思いますが、参加すべきだとは思いません。

やはり、現在の弁護士を取り巻く環境は厳しく、また、これらの活動が直ちに職域拡大につながるとも思っていません。ただ、これらの活動を通じて、実践的な問題にかかわることができますし、当事者や支援者とかかわることで楽しいこともあります。弁護団活動を通じてスキルアップも可能です。

私としては、若手弁護士に、そのような環境を作ってお渡しできるようにしたいと思っています。

一度、つながりを作っておけば、そこから更に色んな人々とつながることができると思います。

実際、大阪弁護士会でも、多くの先生が、つながりをもって活動されています。

(Interviewer: 阿部秀一郎 / Photo: 武田)